

## 第 386 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 6 月 13 日 14 時 30 分～15 時 30 分
2. 開催場所 対馬振興局本館 会議室
3. 通知年月日 令和 5 年 6 月 7 日
4. 告示年月日 令和 5 年 6 月 7 日
5. 出席者  
(委員) 植木 忠勝、豊田 功己、二宮 昌彦、船津 博也、水主川 澄男、  
部原 政夫、阿比留 和秀、神田 満男、川本 治源、吉田 栄  
(事務局) 太田事務局長、市山事務局次長、大崎係長
6. 欠席者 なし
7. 傍聴者 なし
8. 議題  
第 1 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)  
第 2 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)  
第 3 号議案 法人の合併に伴う定置漁業権の取得について(諮問)

### 9. その他

### 10. 議事

(14 時 30 分 開始)

事務局 ただ今より、第 386 回対馬海区漁業調整委員会を開催いたします。始めに、部原会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶)

それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局 本日は、定員 10 名中、10 名の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 145 条の規定により、この委員会が成立しておりますことをご報告いたします。また本日は、第 1 号議案及びその他において説明をするため、対馬振興局水産課から担当者が出席しておりますので、紹介させていただきます。対馬振興局水産課 中村主事でございます。対馬振興局水産課 濱口技師でございます。

会 長 それでは、これより議事に入ります。  
本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。本日の議事録署名人は、「水主川委員」と「吉田委員」をお願いします。

会 長 今回の議題は、お手元の資料のとおり、第 1 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)、第 2 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)、第 3 号議案 法人の合併に伴う定置漁業権の取得について(諮問)、その他(1)令和 4 管理年度(第 8 管理期間)におけるくろまぐろの漁獲実績について、(2)令和 5 管理年度(第 9 管理期間)におけるくろまぐろの追加配分について、(3)令和 5 管理年度における まあじの追加配分についてとなっております。

会 長 それでは、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文がきておりますので、朗読させていただきます。その後説明いたします。  
（諮問文朗読）  
なお、内容については対馬振興局水産課の担当が説明します。  
（局水産課より概要説明）

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

植木委員 どのような網ですか。分からないので簡単に教えてください。

事務局 かりさし網漁業とは、網を設置した後に、海面を竹で叩いたりであるとか石を投げ込んだりとかして魚を網で漁獲する漁法でございます。

会 長 そんな感じやね。昔のたたき網。主に水イカを漁獲していた。

植木委員 たたき網は最近は聞かないですね。

事務局 かりさし網漁業をしているのは、上対馬町くらいしか無いと思います。

植木委員 分かりました。ありがとうございます。

会 長 他にご意見ございませんか。

会 長 ご意見等ないようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」は、諮問原案のとおり公示することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし

会 長 ご異議ないようですので、第1号議案については、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 続きまして、引き続き、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきます。その後説明いたします。  
まず、資料P5をご覧ください。  
（諮問文朗読）  
（事務局から説明）

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

阿比留委員 県の留保枠の1,300トンですか。これはどんな使い方をするのですか。それとも、ずっと残して置くのですか。

事務局 この1,300トンにおきましては、数量管理をしている中型まき網の漁獲の状況に応じまして、これが超過する恐れが出てくる場合は、規則に基づいて配分が行われます。

また、もう一つの使用方法として、数量明示して配分されている関係する県や大臣管理漁業の中で、何処か消化率が高まって追加の配分が受けたいというような時に、この関係県等の中で協議をする枠組みが出来ております。よって、長崎に余裕がある時につきましては、他の県に配分するための留保枠となります。逆も言えまして長崎県が消化率が高まっている時には他の県もこういった留保枠を用意されていますので、こちらが助けてもらうという場合もあります。

会 長 よございますか。

阿比留委員 令和4年度は確かサバがTAC枠いっぱいになり1月中旬か2月くらいに漁獲ができなくなってしまった。そういう事で餌の方のサバが無くなってしまった。ですから、もうちょっとどうかして分けてもらって獲るような方法をしてもらわないと。国の方も考えてもらいたいと思います。

会 長 どうですか。

事務局 はい。委員の仰る通り。当然漁獲の枠と、その時々漁獲の状況のよっては多く獲れるような漁況になるという事もあります。そういった事も鑑みまして先ほどのような関係県で融通するという枠組みも出来ましたし、もちろん国の方も一定の留保枠を取っておりますので、そこにつきましては関係県間の枠組みを利用しながら、国の方からも円滑に追加の配分を受けられるように、県として対応して参りたいと思っております。

会 長 いいですか。それで。

阿比留委員 はい。分かりました。

会 長 他にご意見ございませんか。

水主川委員 11ページのこの留保枠の39,900トン。これは島根県、山口県、長崎県、鹿児島県の4県の留保枠になるのですか。

事務局 この留保枠39,900トンにつきましては当然県の方もありますし、大中まきの方につきましても数量明示がされておりますので、そういった数量明示をされている県や大中まきの中で必要な時には追加配分が検討されるという数量になっています。

会 長 他にご意見ございませんか。

植木委員 TAC 管理となっているが、資源管理していくうえで、この数量の TAC で、しっかりと管理が出来てるのか。

事務局 この資源管理、TAC につきましては植木委員にも、マダイやブリ等においてもご協力頂いております通り、国の資源評価がきちとなされまして、それに基づいて数量の設定がされて、その中で管理をしていくという事になってございます。  
昨年は今期よりも非常に TAC が少なく、本県への割り当てはマサバ・ゴマサバについては 18,100 トンと非常に少ない枠でございました。そういった中で、途中の追加配分であるとか、最後は前借りという制度により、今期から数量を持ってくるというような措置もとられて対応されているところでございます。  
資源評価につきましては、7 月からの今期間につきましては資源増の予測の元に 18,100 トンだったものが 25,600 トンという風に大きく配分をされる形になってございます。もちろん資源評価の方で科学的な根拠の元に枠設定がされておりますが、どうしてもそこが超えてしまいそうな時につきましては、国の留保枠であるとか県の留保枠・関係県や大中まきの留保枠も融通し合いながら TAC 管理をしていくということになってございます。

植木委員 分かりました。

会 長 他にございませんか。ご意見等ないようですので、第 2 号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は、諮問原案のとおり設定して差し支えない旨、答申することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし

会 長 ご異議ないようですので、第 2 号議案については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 続きまして、第 3 号議案 「法人の合併に伴う定置漁業権の取得について（諮問）」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきます。その後説明いたします。まず、資料 P16 をご覧ください。  
（諮問文朗読）（事務局から説明）

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

各委員 ありません。

会 長 他にご意見等ございませんか。ご意見等ないようですので、第3号議案「法人の合併に伴う定置漁業権の取得について（諮問）」については、諮問原案通りとすることに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし

会 長 ご異議ないようですので、第3号議案については、指示原案どおりとすることに決定します。

以上で本日の議題は終了しました。

続きまして、「その他」といたします。  
（1）「令和4管理年度（第8管理期間）における くるまぐろ の漁獲実績について」、事務局の説明を求めます。

事務局 資料のP19 をご覧ください。  
水産課から担当が来ておりますので説明します。

（概要説明）

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

植木委員 私が聞いた話では吉岐の漁協は五島の漁協と組合長同士での話で大型魚を融通したとの話を聞いたのですが、そういう事は可能なんですか。

事務局 県のマグロ計画の方でルール化をしております、基本的に組合長会士との合意形成の元に各海区の漁獲枠の融通を行う事が大原則となっており、五島海区の会長と、吉岐海区の会長の間で融通が成り立っていると聞いてございます。その後それを受けた五島海区の中の合意形成の中で、例えばどここの漁協に配分するであるとかは、それは五島海区の中の海区内自治として配分されたという状況でございます。

植木委員 県の許可はもらわなくていいんですね。

事務局 県が一つ一つ融通を認めるという訳ではありません。元々は県の計画の中で今申しました通り、まずは会長会士で合意形成を得てもらって、それで最終的に融通が合意がなされた場合については、その状況が県の方に連絡されて、県が最終的に数量を動かすという事務手続きを行うということになっています。

植木委員 私がまた聞きだったので良く分らないんですが、単協同士の融通になっているという話をきいたので、そういう事はできないのではないかなと思ったので聞いたところでした。

事務局 先ほども申しました通り単協対単協という形の数字のやり取りというのは基本的に出来ません。最終的にそれぞれの海区の組合長会の合意の元に動くもの。ただ実質はその中の海区内の対応の中で、たとえば単協にそれが行くという場合があるかと思うんですけども、それは当然海区内の合意形成の元に対応されるという形になっています。

植木委員 分かりました。

会長 他にご意見ありませんか。  
何か聞きたい事はございませんか。

植木委員 くるまぐろの水産庁の配分枠について、今年は見直しはないと思うが、来年なり近いうちに可能なんですかね。あると思ってもいいか。そこら辺を教えて欲しい。

事務局 委員ご存じの通りくるまぐろにつきましては、国際的な枠組みの中で管理なされておりまして、毎年それぞれ国が責任を持って資源評価を行ってその評価に基づいて増枠できるかどうかという事を判断していくんですけども、2021年度に大きく大型魚が15%増枠するという事が相成りましたので、そのままという事になります。  
新たな資源評価に基づいて増枠の交渉が行われるというのは、来年の2024年度の12月のWCPFCが勝負になるという事を聞いておりますので、増枠となれば、2025年の4月からの枠配分にそれが反映されるという形になります。ですので、まだ来年までは今期と同じ枠配分の中で管理しなければならないという状況になります。

植木委員 今現状で対馬でもイカ釣り漁業者が大型魚のくるまぐろにより、イカ釣り仕掛けに結構な被害が出ている。だから出来れば大型魚の枠をいくらかでももらえればなと思います。漁業者の為になるのならちょっとでも要望していきたいなと思っている。

事務局 先般6月6日でしたかね、事前にWCPFCの前に関係漁業者や行政に対する説明会があったんですけども、そういったなかで長崎県の方からも強く沿岸の漁業者の方々が資源管理をこれだけやってきて、平成30年からのTACに格上げされて、非常に厳しい管理をしている中において資源は増えている。  
更に言うと大型魚の割合も非常に増えてきている状況がある事を強く長崎県の方からも申し上げているところです、先ほど言いました2024年の評価による交渉というのは非常に大事になってきますので、ここはですね確実に増枠に繋がるように国の方にも頑張ってもらいたいという事を強く申し述べているところです。植木委員もおっしゃられたような事は我々ももちろん認知しておりますし、国の方にも申し上げていくというところでございます。

植木委員 はい。分かりました。

会 長 他にご意見ございませんか。  
ご意見等ないようですので、( 2 )「令和 5 管理年度 ( 第 9 管理期間 ) に  
おける くるまぐろ の追加配分について」、事務局の説明を求めます。

事務局 資料の P 3 0 をご覧ください。  
  
( 概要説明 )

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

阿比留委員 P 3 2 に変更前と変更後と書いてありますけども、若干ですけど減ってる感  
じがするのですが何か理由があるのですか。

事務局 当初 P 3 1 の通り追加配分を行いますと言う事で国の方から通知があった  
ものが、国の方の集計に間違いがございまして、その訂正があったものが  
最終的に 5 月 19 日付けの変更となっておりますので、理由があるという事  
ではなくて集計上の問題という事での変更でございます。

阿比留委員 分かりました。

会 長 他にご意見ございませんか。  
ご意見等ないようですので、( 3 )「令和 5 管理年度における まあじ の追  
加配分について」、事務局の説明を求めます。

事務局 資料の P37 をご覧ください。  
  
( 概要説明 )

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

各委員 ありません。

会 長 他にご意見等ございませんか。  
委員の皆様、県から何かございませんか。

各委員・事 ありません。  
務局

会 長 それでは、以上をもちまして、第 386 回対馬海区漁業調整委員会を閉会い  
たします。ご審議ありがとうございました。

( 15 時 30 分 終了 )